



平29中体連発第439号

平成30年3月9日

各都道府県中学校体育連盟会長殿
(公財)日本中学校体育連盟競技部長殿
共催いただいている各中央競技団体会長殿

(公財)日本中学校体育連盟
会長 直田 益申



全国中学校体育大会における部活動指導員による引率・監督について (通知)

日頃より本連盟の諸活動にご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成30年度全国中学校体育大会より開催基準の一部を改正し、下記の通り認めることとしましたのでお知らせいたします。

記

- 1 全国中学校体育大会開催基準 「9 引率・監督」
 - 1)参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※1とする。部活動指導員が引率・監督を務める場合は、「参加申込書」の監督者及び引率者の欄に指示されている印を付け、必要事項を記入する。
なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。
※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。以下同じ。
 - 2)全国中学校体育大会の個人競技の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できず校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「全国中学校体育大会引率細則」により、校長が引率者として承認した外部指導者(コーチ)の引率を認める。
- 2 全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程 「(2) 条件」
 - 1)合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員(部活動指導員は含まない)による代表引率・監督を認める。
- 3 注意点
 - 1)部活動指導員は依頼監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。
例：A校の引率・監督→教員
B校の引率・監督→部活動指導員

A校の教員は代表引率・監督になることができるので、B校の部活動指導員が大会に引率・監督として来られなくてもよい。逆は認めない。